

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則

第1条中「並びに」を「,」に改め、「会計」の右に「並びに人事管理」を加える。

第7条及び第8条を削り、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 業務の執行に関する基本方針
- (2) 定款に規定する業務に関する事項
- (3) 業務の委託の基準
- (4) 契約の締結に関する基本的事項
- (5) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(監事の責務等)

第3条 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通、情報収集及び監査の環境の整備を図るよう努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号、次条第3号及び第4号並びに第13条第1項第1号において同じ。）は、監事の職務の執行のために必要な体制を整備するよう留意しなければならない。

- (1) 役員及び職員
- (2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなる

おそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。

(監査報告の記載事項)

第4条 法第13条第4項後段に規定する監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及び内容
- (2) 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のために必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

第9条を次のように改める。

(自己評価結果報告書の記載事項及び公表)

第9条 法第28条第2項に規定する報告書には、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに、同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

- 2 法人は、前項の報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第10条中「平成16年3月24日総務省告示第221号」の右に「。以下「会計基準等」という。」を加える。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条第1項中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第16条とする。

第12条を第15条とする。

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会計監査人の責務等)

第13条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通、情報収集及び監査の環境の整備を図るよう努めなければならない。

(1) 役員及び職員

(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(会計監査報告の記載事項)

第14条 法第35条第1項に規定する会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及び内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 無限定の適正意見 監査の対象となった財務諸表が会計基準等その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き会計基準等その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し会計監査人が必要と認める事項

(6) 会計監査報告を作成した日

2 前項第4号の「追記情報」とは、次に掲げる事項に関し、会計監査人の判断について説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

第10条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の記載事項)

第11条 法第34条第2項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報

ア 目的、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減額を含む。）

エ 役員の名、役職、任期、担当する業務及び経歴

オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減数を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

(2) 次に掲げる財務に関する情報

ア 財務諸表の要約及び財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

オ 財源の内訳

カ アからオまでに掲げる事項に関する業務の実績に基づく説明

(3) その他事業に関する事項

2 事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（法人を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付しなければならない。

本則に次の4条を加える。

(特定の償却資産の会計処理)

第19条 法人は、業務のために取得しようとする償却資産については、会計基準等第1章第11節第85の規定により会計処理を行うことができる。

(内部組織)

第20条 法第56条の2第1号に規定する設立団体の規則で定めるものは、現に存する

理事長の直近下位の内部組織として別に定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 現に存し、又は直近の7年間に存していた理事長の直近下位の内部組織として別に定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していた内部組織が行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第21条 法第56条の2第2号に規定する設立団体の規則で定めるものは、京都市職員の退職管理に関する規則第17条各号に掲げる職員の職との均衡を考慮して別に定める職とする。

（補則）

第22条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

附則第2項を次のように改める。

（内部組織に関する経過措置）

2 平成30年4月1日から平成37年3月31日までの間における第20条第2項の規定の適用については、同項中「直近の7年間」とあるのは、「平成30年4月1日から現在までの間」とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

事業年度における業務の実績及び当該実績について自己評価を	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	(1) 当該事業年度における業務の実績。この場合において、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものであるときは次のアからエまでに、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものであるときは次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア 中期計画及び年度計画の実施状況 イ 当該事業年度における業務運営の状況
------------------------------	---------------------	--

<p>行った結果</p>		<p>ウ 当該項目に係る指標があるものについては、当該指標並びに当該事業年度及びその属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務及び人員に関する情報</p> <p>(2) 前号の業務の実績（当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）について法人が自己評価を行った結果。この場合において、当該自己評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 自己評価の内容及びその理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出されたときは、当該課題及びこれに対する改善の方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善の方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものについては、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自己評価を行った結</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。この場合において、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものであるときは次のアからエまでに、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものであるときは次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標があるものについては、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務及び人員に関する情報</p> <p>(2) 前号の業務の実績（当該項目が法第25条第2項第2号か</p>

果		<p>ら第5号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。)について法人が自己評価を行った結果。この場合において、当該自己評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 自己評価の内容及びその理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出されたときは、当該課題及びこれに対する改善の方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善の方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものについては、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自己評価を行った結果</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績。この場合において、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものであるときは次のアからエまでに、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものであるときは次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標があるものについては、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務及び人員に関する情報</p> <p>(2) 前号の業務の実績（当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。）について法人が自己評価を行った結果。この場合において、当該自己評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 自己評価の内容及びその理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出されたときは、当該課題及びこれに対する改善の方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善の方策のうちその実施が</p>

完了した旨の記載がないものについては、その実施状況

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)